

○文部科学省告示第百二十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月八日

文部科学大臣 松野 博一

肘掛け椅子のひまわり	タヒチの牧歌	ブルターニュの農場	ハム		自画像	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右		平成二十八年九月 八日	指定をした日
同右	同右	同右	同右		平成二十八年九月八 日から平成二十九年 四月二十六日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	愛知県名古屋市東区東桜一―十三―二 館長 島 敦彦 愛知県美術館 東京都港区赤坂五―三―六 東京都港区赤坂五―三―六 事業局長 吉田 尚子 株式会社TBSテレビ 館長 真室 佳武 東京都台東区上野公園八―三十六 東京都台東区上野公園八―三十六 館長 真室 佳武 東京都千代田区内幸町二―一―四 東京都美術館	指定美術品等を公開しようとする者の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ つては、その代表者の氏名	
同右	同右	同右	同右		東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 平成二十八年十月八日から同年十二月十八 日まで 愛知県美術館 愛知県名古屋市東区東桜一―十三―二 平成二十九年一月三日から同年三月二十日 まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間